

様式第1号

令和 年 月 日

直結給水におけるフラッシュバルブ等設備に関する誓約書

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者 住所

氏名

設置場所 宇都宮市

建物の名称

給水番号

直結給水におけるフラッシュバルブ等設備（タンクレス大便器など）の設置申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理するとともに、誓約事項について遵守します。

記

1. 使用者等への周知

フラッシュバルブ等設備について、次のような特徴を理解し使用者等に周知します。

- (1) 水道が断水するとき、また配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られないこと。
- (2) 災害その他の正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等によりフラッシュバルブ等設備の性能が十分発揮されない状態が生じても水道事業者には責任はないこと。
- (3) 他水栓との同時使用時に水圧が低下し最低作動水圧が確保されないときは、大便器の使用及び他の水栓等に一時的に出水不良が生じるおそれがあること。
- (4) フラッシュバルブ等設備の作動時にウォーターハンマーが発生するおそれがあること。また、ウォーターハンマーの発生により他の水栓に不具合が生じても水道事業者には責任はない。
- (5) フラッシュバルブ等設備の所有者を変更するときは、上記の事項について譲渡人に熟知させること。また、変更後の所有者等にこの給水装置が条件付のものであることを熟知させたうえ、新たにフラッシュバルブ等設備に関する誓約書を提出すること。

(6) フラッシュバルブ等設備が設置された家屋，部屋を賃貸する場合には，上記のような条件がついている旨を借家人等に熟知させること。

2. フラッシュバルブ等設備に関する事項

(1) フラッシュバルブ等設備は（社）日本水道協会規格等の承認品，または給水装置の構造及び材料の基準に適合する構造であること。

(2) 使用水量は他水栓と比較し著しく過大でないもの。

(3) 最低作動圧は設計水圧及び損失水頭を考慮し適正に作動するもの。

3. 既設配管の使用

既設の給水装置を使用しフラッシュバルブ等設備を併設した場合は，これに起因する漏水等の事故については，所有者の責任において解決するとともに，速やかに改善します。

4. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ，紛争等が生じた場合については，当事者間で解決し，上下水道局には一切迷惑をお掛けしません。

5. 添付資料

フラッシュバルブ等設備の規格・仕様等が明記されているもの。

以上